

令和5年度都区財政調整協議結果等について

1 令和5年度都区財政調整

(1) 概要

		対前年度増減率
① 調整税等（当年度分）	2兆1,102億円	(6.6%)
② 交付金の総額（ア+イ）	1兆1,944億円	(7.7%)
ア 当年度分（調整税等の55.1%）	1兆1,627億円	
イ 精算分	317億円	
③ 基準財政収入額A	1兆3,235億円	(7.3%)
④ 基準財政需要額B	2兆4,582億円	(7.5%)
ア 経常的経費	1兆9,586億円	
イ 投資的経費	4,996億円	
⑤ 交付金	1兆1,944億円	(7.7%)
ア 普通交付金（B-A）	1兆1,347億円	
イ 特別交付金	597億円	

(2) 特徴

《交付金の総額》

交付金の総額は、1兆1,944億円となり、前年度と比べ、851億円、7.7%の増であり、2年連続の増加となりました。

・普通交付金は、交付金総額の95%相当で1兆1,347億円、前年度と比べ、808億円の増となり、特別交付金は、交付金総額の5%相当で597億円、前年度と比べ、43億円の増となりました。

《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆3,235億円となり、前年度と比べ、900億円、7.3%の増となりました。

・特別区民税は、雇用・所得環境の段階的な回復を反映し、前年度と比べ、505億円の増となりました。

・地方消費税交付金、地方消費税交付金特例加算額は、個人消費や輸入が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、前年度と比べ、合わせて394億円の増となりました。

《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆4,582億円となり、前年度と比べ、1,708億円、7.5%の増となりました。

・経常的経費は、私立保育所等の施設型給付費について算定を充実するなど、前年度と比べ393億円の増となりました。投資的経費は、建築工事単価について都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定するなど、前年度と比べ、1,315億円の増となりました。

2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	合計
1 最終的な提案数	8	48	56
(1) 当初提案	7	47	54
(2) 追加提案	(※1) 1	(※2) 1	2
2 調整項目数	7	31	38
(1) 新規算定		8	8
(2) 算定充実		16	16
(3) 事業費の見直し	3	2	5
(4) 算定方法の改善等	3	4	7
(5) 財源を踏まえた対応	1	1	2
3 当初算定に至らなかった項目数	1	17	18

※1 都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定（財源を踏まえた対応）

※2 公共施設改築工事費の臨時的算定（財源を踏まえた対応）

(1) 新規算定（8項目、5億円）

・【小学校費】医療的ケア児支援経費、公衆喫煙所維持管理費、企画調査費（区民意識意向調査経費）、重症心身障害児（者）等住宅レスパイト・就労等支援事業費 など

(2) 算定充実（16項目、102億円）

・放課後児童クラブ事業費、【小・中学校費】学校運営費（用務委託）、区営住宅維持管理費、私立保育所施設型給付費等 など

(3) 事業費の見直し（5項目、△24億円）

・衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）、保育力強化事業費 など

(4) 算定方法の改善等（7項目、462億円）

・【投資】投資的経費の見直し（建築工事）、街路灯維持補修費、【態容補正】児童相談所関連経費 など

(5) 財源を踏まえた対応（2項目、2,998億円）

- ・都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定、公共施設改築経費の臨時的算定

(6) 協議が整わなかった項目（18項目）

- ・利用者負担（保育所等）、子ども医療費助成事業費、放課後子ども教室推進事業費、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費、特別交付金、都市計画交付金 など

3 協議上の諸課題

項目		区の方考え方	都の方考え方	協議結果
特別交付金 (特別交付金の割合の引き下げ)	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討	・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げをを求める	・普通交付金の算定対象となっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、こうした財政需要を着実に受け止めるためには5%が必要	協議が整わなかった項目として整理する
特別交付金 (算定の透明性・公平性の向上)		・標準区経費として適切に積み上げられていないものについては、財調の財源保障機能を担保するためにも、少なくとも特別交付金で算定されるべきである	・現行の算定ルールは、都側で一方的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考える	協議が整わなかった項目として整理する
都市計画交付金	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう抜本的な見直しを検討	・交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び交付基準単価を改善することを提案する ・都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠であり、区側が求める情報を開示すべきと考える	・各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、順次見直しを図ってきた ・都市計画税は、都が賦課徴収する目的税であり、法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なる。このため、都としては、この財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではないと認識している	具体的な議論ができなかった

		<p>・都税であることを理由に、今後も都側の一方的な差配によって運用され続けるということであれば、都市計画税が都税とされていることに制度上の問題があると言わざるを得ず、国に制度改正を求めることも検討せざるを得ない重要な課題であると認識している</p>		
--	--	---	--	--